

○児童発達支援給付費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			地方公共団体が設置する場合	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	指導員又は保育士の員数が基準を満たさない場合(1日につき)又は	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	人工内耳装用児支援加算(1日あたり)	指導員加配加算	
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下	× 965/1000						-277単位	+68単位			
		(2) 定員31人以上40人以下								+51単位			
		(3) 定員41人以上50人以下								+41単位			
		(4) 定員51人以上60人以下								+34単位			
		(5) 定員61人以上70人以下								+29単位			
		(6) 定員71人以上80人以下								+25単位			
		(7) 定員81人以上								+22単位			
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下								+102単位		+603単位	
		(2) 定員21人以上30人以下								+68単位		+531単位	
		(3) 定員31人以上40人以下								+51単位		+488単位	
		(4) 定員41人以上								+41単位		+445単位	
	ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下								+102単位			
		(2) 定員16人以上20人以下								+68単位			
		(3) 定員21人以上								+205単位			
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下		+12単位	× 70/100	× 70/100	× 95/100	4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	+102単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の場合 +183単位 イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の場合 +122単位 イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の場合 +73単位			
		(2) 定員11人以上20人以下		+8単位					+68単位				
		(3) 定員21人以上		+6単位					+68単位				
	ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人		+410単位									
		(2) 定員6人		+342単位									
		(3) 定員7人		+293単位									
		(4) 定員8人		+256単位									
		(5) 定員9人	+228単位										
		(6) 定員10人	+205単位										
		(7) 定員11人以上	+102単位										
		事業所運営加算(月2回を限度)		イ 1時間未満					(1回につき 187単位を加算)		ロ 1時間以上		(1回につき 280単位を加算)
	事業所内相談支援加算(月1回を限度)		(1回につき 35単位を加算)										
	訪問支援特別加算(月2回を限度)		イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)					ロ 1時間以上		(1回につき 280単位を加算)		
	食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)		(1日につき 30単位を加算)					ロ 食事提供加算(Ⅱ)		(1日につき 40単位を加算)		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)											
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		(1日につき15単位を加算)		ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		(1日につき10単位を加算)		ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		(1日につき6単位を加算)	
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき 37単位を加算)										
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 30単位を加算)										
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 25単位を加算)										
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 21単位を加算)										
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 19単位を加算)										
		(6)定員81人以上	(1日につき 16単位を加算)										
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき 20単位を加算)										
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき 16単位を加算)										
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき 13単位を加算)										
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき 11単位を加算)										
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき 10単位を加算)										
		(6)定員81人以上	(1日につき 9単位を加算)										
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき 94単位を加算)											
特別支援加算		(1日につき 25単位を加算)											
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)		(1日につき 500単位を加算)										
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)		(1日につき 250単位を加算)										
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)		(1日につき 500単位を加算)										
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)		(1日につき 100単位を加算)										
送迎加算		イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合		(片道につき 54単位を加算)		ロ 重症心身障害児の場合		(片道につき 37単位を加算)					

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身障害児を除く) の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×76/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×56/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×31/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき Ⅰの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき Ⅰの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×10/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可